

漁業特定技能協議会・漁業分科会（第2回）

議事次第

日 時： 令和元年10月8日（火） 13:30～

場 所： 大日本水産会 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 特定技能外国人の安全性の確保（分科会決定）
- 2) 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ
- 3) 特定技能外国人等の配乗人数の報告
- 4) 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（改正）
- 5) その他

3. 閉 会

特定技能外国人の安全性の確保

漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づき、特定技能外国人の安全性の確保について、次のように定める。

第 1 条 運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置（令和元年 7 月 30 日漁業特定技能協議会決定第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する「漁業分科会」に所属するものに限る。以下「漁業 1 号構成員」という。）は、漁船事故を防止するための推進事項として次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 漁労設備の操作及び操作手順の確認
- 二 作業着の袖口、裾等の締め付けによる巻き込み防止
- 三 救命胴衣又は命綱の使用及び救命浮環その他の救命器具の用意による転落防止
- 四 ヘルメットその他の保護具の使用による負傷防止
- 五 日本人乗組員が負傷及び疾病などにより、漁船が航行不能となった場合の対策
- 六 その他漁船事故を防止するために必要と判断される事項

第 2 条 運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員は、漁業 1 号構成員に対し、前条各号及び労働関係法令の指導を行う。

特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

特定技能外国人材の受入れにあたっては、漁業分野全体での 5 年間の受入れ人数として 9 千人の上限が設けられたが、受入れ機関当たりの人数制限は設けられていない。

漁船漁業職種においては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）別紙 12 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「漁業運用方針」という。）に記載のとおり、将来にわたって国産の良質な水産物を消費者に対して安定的に供給していくためには、我が国漁業の存続・発展を図り、日本人船員の確保・育成とともに、漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることが肝要である。

こうした点を踏まえ、漁船漁業職種として、漁業運用方針記載の生産性向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を行うと同時に、外国人材の配乗人数については以下を申し合わせる。

- （１）当面の間、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とすることを目安とする。
- （２）高齢や病気・ケガ等で日本人漁船員が下船しその代替の日本人漁船員が補充できない等、やむを得ない事情により、上記人数の範囲内で維持できない場合は、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数を超えることができる。

令和元年 10 月 日
漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能外国人等の配乗人数の報告

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

漁業職種において特定技能外国人材を受け入れていくにあたり、地域や漁業種類ごとの特定技能外国人の配乗人数を把握し、将来的な日本人後継者の確保等が懸念される場合には、漁業特定技能協議会・漁業分科会において必要な対応策の検討・調整が行えるよう、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 5 号の規定に基づき、以下により、特定技能外国人の配乗状況について、情報収集・共有を行うこととする。

- 1 運営要領第 3 条第 1 号に規定する漁業分科会の構成員は、自らが所属する運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員（以下「漁業 2 号構成員」という。）に対し、自らが特定技能外国人を配乗させている漁船の配乗状況を、別紙様式 1（配乗状況表（団体提出用））を参考に用いて提出する。
- 2 漁業 2 号構成員は、前項で提出を受けた配乗状況を取り纏めた上で、漁業特定技能協議会漁業分科会事務局に対し、毎年 3 月と 9 月の末日までに別紙様式 2（配乗状況表（団体集計））を用いて報告を行う。
- 3 事務局は、漁業 2 号構成員からの報告を取り纏め、漁業分科会に報告する。

別紙様式 1

配乗状況表（団体提出用）

都道府県： _____
船主名： _____
船名： _____
総トン数： _____
漁業種類： _____

	職名	日本人	外国人		
			特定技能	技能実習	その他
船舶職員	船長				
	一等航海士				
	二等航海士				
	三等航海士				
	機関長				
	一等機関士				
	二等機関士				
	三等機関士				
	通信長				
	小計	0	0	0	0
部員	漁労長				
	甲板長				
	甲板手・員				
	操機長				
	機関手・員				
	冷凍長				
	冷凍手・助手				
	司厨長				
	司厨手・員				
	小計	0	0	0	0
	漁労要員				
	合計	0	0	0	0
	外国人計		0		
	総計		0		

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇 ⑩

※備考

最終改正：令和元年〇月〇日漁業特定技能協議会・漁業分科会決定

漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第8条第4項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・漁業分科会（以下「漁業分科会」という。）の運営規則を次のとおり定める。

（会長）

第1条 漁業分科会に会長を置く。

- 2 会長は、一般社団法人大日本水産会事業部長とする。
- 3 会長は、漁業分科会を代表し運営統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

（副会長）

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

（漁業分科会の開催）

第3条 漁業分科会の開催は以下のとおりとする。

- 一 漁業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員（運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）を除く。）に漁業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
- 三 漁業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、漁業分科会に参加することができる。
- 四 **漁業分科会の構成員で**運営要領第3条第2号に規定する構成員は、所属する1号構成員を代表して、**委員として**漁業分科会に出席する。
- 五 会長は、必要に応じて、漁業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 六 やむを得ない事由等により **書面決議を行う漁業分科会を開催できない又は議事が輕易である等**の場合には、会長は議事の内容を記載した書面（電子メールを含む。）を構成員（**1号構成員を除く。**）に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、**漁業分科会の構成員（1号構成員を除く。）構成員のうち**全ての**構成員の**了承をもって会議

の議事に代えることができる。

(事務局)

第4条 漁業分科会の事務局は、一般社団法人大日本水産会が担当し、その庶務を処理する。

(漁業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 漁業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、漁業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるもののほか、漁業分科会の運営に必要な事項は、会長が漁業分科会に諮って定める。